

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（418）」

2. 日時：平成28年9月6日 10時10分～11時00分

3. 場所：原子力規制庁 13階 B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

江崎安全審査官、岸野安全審査官、櫻井安全審査官、竹田安全審査官、近田安全審査官、照井安全審査官、中原安全審査官、安田安全審査官、郡安技術参与、宇田川原子力規制専門職、糸賀原子力規制専門員

（安全技術管理官（地震・津波）付）

鈴木技術参与

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部長 他6名

電源開発株式会社：原子力建築室 建築技術タスク 担当

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備担当 他3名

日本原子力発電株式会社：発電管理室 警備・防災グループ課長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力土建部 設計管理グループ 課長

北陸電力株式会社：土木部 耐震建築技術チーム副課長

中国電力株式会社：電源事業本部 マネージャー（耐震建築）他1名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「39条 地震による損傷の防止」について説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

<3号炉原子炉建屋内緊急時対策所の耐震設計>

- 今回工認モデルにおける側面回転ばねの適用にあたっては、6及び7号炉原子炉建屋の今回工認モデルに用いている側面回転ばねの説明と同様の妥当性及び適用性を検討した上で、適合性について説明すること。
- 地震応答解析の評価における許容限界（表3.1-1）において、緊急時対策所の気密性及び遮蔽性の評価の許容限界として、機能保持の観点から最大せん断ひずみを $2.0 \times 10^{-3}$ を用いることの妥当性について説明すること。
- 考慮する補助壁について、耐震壁と補助壁各々のスケルトン評価及びそれらを合成した時のスケルトン評価に関し、資料充実の観点から図等を用いて説明すること。

- 緊急時対策所のせん断ひずみ評価について、該当階全体の平均的なせん断ひずみだけでなく、評価対象の部位の耐震壁についても評価すること。

(2) 東京電力ホールディングス株式会社より、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 3号炉原子炉建屋内緊急時対策所の耐震設計について